

○総務省令第二十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
<p>(サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官) 第四条 企画課に、サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官二人を置く。 2 サイバーセキュリティ・情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基 本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十 二条第二項第一号及び第六十一条第六項において同じ。)の確保並びに情報システムの整備 及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及 び立案に関する総合調整に関すること。 [一] 略 [3・4] 略</p>	<p>(サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官) 第四条 [同上] 2 [同上] 一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基 本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下こ の号、第二十二条第二項第一号及び第六十一条第六項において同じ。)の確保並びに情報シ ステムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する 政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 [二] 同上 [3・4] 同上</p>	
<p>(企画官) 第十八条の三 政策評価課に、企画官二人を置く。 [2] 略</p>	<p>(企画官) 第十八条の三 政策評価課に、企画官三人を置く。 [2] 同上</p>	
<p>(公営企業経営室及び準公営企業室) 第三十一条 公営企業課に、公営企業経営室及び準公営企業室を置く。 2 公営企業経営室は、次に掲げる事務をつかさどる。 [一〇七] 略</p>	<p>(公営企業経営室及び準公営企業室) 第三十一条 [同上] 2 [同上] [一〇七] 同上</p>	
<p>水道事業等に係る公営企業型地方独立行政法人に関すること。 [3] 略</p>	<p>[3] 同上</p>	
<p>準公営企業室は、次に掲げる事務をつかさどる。 [一〇七] 略</p>	<p>4 [同上] [一〇七] 同上</p>	
<p>その他事業に係る公営企業型地方独立行政法人に関すること。 [5] 略</p>	<p>[5] 同上</p>	
<p>(研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベ ション推進官) 第三十七条 技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術 企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。 [2〇五] 略</p>	<p>(研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整官及びイノベ ション推進官) 第三十七条 技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整 官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。 [2〇五] 同上</p>	
<p>企画官は、命を受けて、技術政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を 行う。</p>	<p>[新設]</p>	
<p>[7] [略]</p>	<p>[6] [同上]</p>	
<p>[8] [略]</p>	<p>[7] [同上]</p>	

<p>2 [削る] [略]</p> <p>第七十一条 調査企画課に、調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。</p>	<p>4 3 [同上]</p> <p>第七十一条 調査企画課に、地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。</p> <p>地理情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 統計調査に関する地理情報の整備及び利用に関すること。</p> <p>二 小地域区分に係る二次的統計の作成に関すること。</p> <p>地理情報室に、室長を置く。</p>
<p>3 情報利用企画室に、室長を置く。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>2 [新設] [同上]</p> <p>3 [同上]</p> <p>〔地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官〕</p> <p>第七十一条 調査企画課に、地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。</p> <p>地理情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 統計調査に関する地理情報の整備及び利用に関すること。</p> <p>二 小地域区分に係る二次的統計の作成に関すること。</p> <p>地理情報室に、室長を置く。</p>
<p>6 情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官</p> <p>第六十九条 統計情報利用推進課に、情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。</p> <p>7 地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p>	<p>〔調査官及び統計データ二次的利用推進企画官〕</p> <p>第六十九条 統計情報利用推進課に、調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔調査室及び貯金保険室〕</p> <p>第五十三条 企画課に、検査監理室及び貯金保険室を置く。</p> <p>〔2〕6 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔3〕6 同上</p>
<p>〔1〕3 略</p> <p>〔1〕4 略</p> <p>〔3〕6 略</p> <p>〔検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官〕</p> <p>第五十三条 企画課に、検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官一人を置く。</p> <p>〔2〕6 略</p>	<p>2 [同上]</p> <p>一 国際放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録を）に関すること。</p> <p>〔1〕4 同上</p> <p>〔3〕6 同上</p> <p>〔検査監理室及び貯金保険室〕</p> <p>第五十三条 企画課に、検査監理室及び貯金保険室を置く。</p> <p>〔2〕6 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔3〕6 同上</p>
<p>〔国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官〕</p> <p>第五十一条 衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を置く。</p> <p>2 国際放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国際放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。</p> <p>〔1〕3 略</p> <p>〔1〕4 略</p> <p>〔3〕6 略</p>	<p>〔企画官及び外資規制審査官〕</p> <p>第四十八条 放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関するものうち特定事項を処理することのうち特定事項を処理する。</p> <p>〔国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官〕</p> <p>第五十一条 「同上」</p> <p>2 [同上]</p> <p>一 国際放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>〔1〕4 同上</p> <p>〔3〕6 同上</p>

3] [略]

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

[2・3 略]

4 調査官のうち三人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

5 調査官のうち二人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

[6～13 略]

(企画官)

第七十六条 本省に、企画官二人を置く。

[2 略]

(情報通信政策研究所に置く部等)

第八十六条 情報通信政策研究所に、次の二部及び総合企画推進官一人を置く。

総務・研修部

調査研究部

(総務・研修部の所掌事務)

第八十七条 総務・研修部は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

[一～十一 略]

十二 研修の計画及び実施に関すること。

[十三 略]

十四 研修を受けるため情報通信政策研究所に入所する者(第九十条第五号において「研修生」という。)の規律及び試験に関すること。

[十五 略]

(総務・研修部に置く課等)

第八十八条 総務・研修部に、次の二課及び研修管理官一人を置く。

総務課

企画課

5] [同上]

(企画官等)

第七十五条 [同上]

[2・3 同上]

4 調査官のうち二人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

5 調査官のうち三人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

[6～13 同上]

(企画官)

第七十六条 本省に、企画官一人を置く。

[2 同上]

(情報通信政策研究所に置く部)

第八十六条 情報通信政策研究所に、次の三部を置く。

総務部

調査研究部

研修部

(総務部の所掌事務)

第八十七条 総務部は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

[一～十一 同上]

十二 研修の計画に関すること(研修部の所掌に属するものを除く。)

[十三 同上]

十四 研修を受けるため情報通信政策研究所に入所する者(以下この号及び第九十条第四号において「研修生」という。)の規律及び試験に関すること。

[十五 同上]

(総務部に置く課)

第八十八条 総務部に、次の二課を置く。

総務課

教務課

(総務課の所掌事務)

第百八十九条 総務課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 二〇五 略
- 二 総合調整に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)
- 三 七〇九 略
- 四 行政財産及び物品の管理に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)
- 五 一〇一〇 略

(企画課の所掌事務)

第百九十条 企画課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合調整に関すること(政策の企画及び立案に関するものに限る。)
- 二 略
- 三 研修の計画に関すること(研修管理官の所掌に属するものを除く。)
- 四 略
- 五 略

(研修管理官の職務)

第百九十一条 研修管理官は、命を受けて、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修の計画の作成及び実施その他の研修に関する事務を行う。

(総合企画推進官の職務)

第百九十三条 総合企画推進官は、命を受けて、情報通信政策研究所の所掌事務のうち重要事項についての調査、企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(研究部に置く課)

第二百二条 研究部に、次の二課を置く。

研究開発課
統計作成支援課

(研究開発課の所掌事務)

第二百三条 研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務(統計作成支援課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(統計作成支援課の所掌事務)

第二百四条 統計作成支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 略

(総務課の所掌事務)

第百八十九条 [同上]

- 一 二〇五 同上
- 二 総合調整に関すること。
- 三 七〇九 同上
- 四 行政財産及び物品の管理に関すること(教務課の所掌に属するものを除く。)
- 五 一〇一〇 同上

(教務課の所掌事務)

第百九十条 教務課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 [新設]
- 二 [同上]
- 三 研修の計画に関すること(研修部の所掌に属するものを除く。)
- 四 [同上]
- 五 [同上]

第百九十一条 削除

(研修部の所掌事務)

第百九十三条 研修部は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修の計画の作成及び実施をつかさどる。

(研究部に置く課)

第二百二条 研究部に、次の二課を置く。

研究開発課
統計技術向上支援課

(研究開発課の所掌事務)

第二百三条 研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務(統計技術向上支援課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(統計技術向上支援課の所掌事務)

第二百四条 統計技術向上支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の三第一項の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。